

<b>① 件 名</b>	市税の猶予制度における換価の猶予の特例（申請）の創設及び納税の猶予、換価の猶予（職権）の見直しについて
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>                  平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われ、地方税の猶予制度についても、平成27年度税制改正において、所要の見直しが行われた。                  今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっているが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、市税条例に規定を追加するもの。</p> <p><b>【目的】</b>                  納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するため規定するもの。  <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">猶予制度とは</span></p> <p>(1) 徴収の猶予（地方税法第15条）                  次の理由により市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。                  ・財産について災害を受け、又は盗難にあったとき                  ・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき                  ・事業を廃止し、又は休止したとき                  ・事業について著しい損失を受けたとき など</p> <p>(2) 換価の猶予（地方税法第15条の5）                  納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。</p>
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>                  地方税法第15条から第16条                  地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第2条</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	地方税法等の一部を改正する法律 平成28年4月1日施行（平成27年3月31日公布）

## ⑤主な内容

地方税法が改正され、担保の徴取基準などいくつかの事項が市の条例に委任されたため、石巻市市税条例に規定を追加する（国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定とした）。

### (1) 換価の猶予の特例（申請）の創設

一時に納付することでその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その市税の納期限から 6 月以内にされたその者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、換価の猶予をすることができることとする。

### (2) 納税の猶予及び換価の猶予（職権）の見直し

要担保徴取額の最低限度額を 100 万円（現行 50 万円）とし、猶予期間が 3 月以内の場合には担保を不要とする。

### (3) 申請に係る補正の手続

提出された申請書若しくは必要な提出書類について記載不備があった場合又は必要な提出書類の提出がなかった場合には、書類の補正又は提出を申請者に請求することができることとし、請求後 20 日以内にこれらの書類について補正又は提出がされなかった場合には、納税の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請は取り下げたものとみなす。

このほか、申請書や添付書類、分割納付の方法等についてを市税条例に規定を追加する。

## ⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

地方税法に「申請による換価の猶予」の制度が創設され、また、既存の「徴収の猶予」及び「職権による換価の猶予」の制度については申請手続等の規定の整備がされた。条例化により、「的確な納付の履行確保と制度が使いやすくなる。」「猶予該当事実や納税者の納付能力等を的確に判断できる。」などの効果が期待できるもの。

## ⑦他の自治体の政策との比較検討

条例改正は、各市町いずれも平成 27 年度中を予定している。

### ○ 他の自治体の条例改正内容（自治体の実情に応じ、条例で定める事項）

	担保の提供を必要とする 滞納金額及び猶予期間	申請書等の不備等で 修正し提出する期間	申請期間 (納期限後)	議会上程時期
国 税	100 万円を超え、かつ、猶予 期間が 3 月を超える場合	20 日	6 月	
宮 城 県	同上	同上	同上	9 月定例会
仙 台 市	同上	同上	同上	9 月定例会
大 崎 市	同上	同上	同上	12 月定例会
塩 釜 市	同上	同上	同上	12 月定例会
女 川 町	同上	同上	同上	12 月定例会
石 巻 市	同上	同上	同上	2 月定例会
東松島市	同上	同上	同上	2 月定例会

## ⑧今後の予定及び施行予定年月日

- (1) 平成 28 年 2 月 平成 28 年第 1 回定例会に条例改正提案
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日施行

## ⑨その他